

令和3年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習 受講の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習（以下「更新講習」という。）を受講する際は、この受講の手引きをよくお読みの上、お間違えのないように受講の手続きを行ってください。

- 【在中書類】
1. 受講の手引き（本書）
 2. 更新講習受講申請書
 3. 受講本申込書
 4. 申請書送付用封筒

■対面講習日

開催地	日程	会場	定員	本申込みの締切日 (書類必着)
東京	令和3年9月14日(火)	品川フロントビル会議室 (東京都港区港南 2-3-13品川フロントビル B1階)	90名	令和3年8月31日(火)
大阪	令和3年10月20日(水)	新大阪丸ビル別館 (大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22)	90名	令和3年10月6日(水)
東京	令和4年1月21日(金)	品川フロントビル会議室 (東京都港区港南 2-3-13品川フロントビル B1階)	90名	令和4年1月7日(金)

■WEB講習日

	日程	定員	本申込みの締切日 (書類必着)
第1回	令和3年11月11日(木)	100名	令和3年10月28日(木)
第2回	令和3年12月8日(水)	100名	令和3年11月24日(水)
第3回	令和4年1月25日(火)	100名	令和4年1月11日(火)

■受講手数料 13,500円（収入印紙にて）

要保存

この手引きは、更新講習受講後の技術管理者証更新の手続きやお問い合わせなど、受講申請書提出後に必要なことが記載してあります。更新講習受講後も大切に保管してください。

 **環境省** ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html

※更新講習については、下記「土壌汚染調査技術管理者講習事務局」（以下「事務局」という。）が窓口となりますので、資料送付やご相談、お問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係
電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952 メールアドレス：kenshu_0@jesc.or.jp

目次

I . 概要	3
II . 受講方法	4
III . 受講の手続き	7
IV . 技術管理者証更新のための申請手続き	9
V . 技術管理者証の再交付	11

令和3年度土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習及び技術管理者証更新の流れ

1 受講の仮予約

一般財団法人 日本環境衛生センター ホームページ
(<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) より仮予約を受付します。



2 受講の本申込み

受講申請書一式と必要なものを郵送（書留）してください。



3 受講に関する書類の送付

対面講習の方には受講票等、WEB講習の方にはテキスト等を、講習日の1週間前までにお届けします。



4 講習実施



5 修了証等の受領



6 技術管理者証更新の申請

技術管理者証は、有効期間内に更新の申請を行ってください。
更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されません。



7 技術管理者証（更新）の受領

1. 概要

1. 更新講習の実施について

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として技術管理者を選任し、土壤汚染状況調査等に従事する他の者を監督させなければなりません。

技術管理者は環境大臣が実施する試験に合格し、環境大臣が交付する技術管理者証の交付を受けた者である必要があります。

また、技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（更新講習）を受け、更新講習を修了した旨の証明書（修了証）を受け取り、これを添付して環境大臣に提出する必要があります。

今般実施する更新講習は、環境大臣が実施する土壤汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間更新のための講習です。

【注意】

技術管理者証は、有効期間が満了する日までに更新申請がなされないと効力を失います。

更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り早めに受講・申請をしてください。

2. 令和3年度更新講習の受講資格

令和3年9月から令和4年12月の間に技術管理者証の有効期間が満了する方が対象となります。

3. 講習方式・講習日時

会場で講義を直接聴講する対面方式と、WEBで講義の動画を視聴するWEB方式の2方式を開催します。希望するどちらか一方の方式の講習にお申込みください。両方の方式を受講する必要はありません。

なお、WEB講習を受講する場合は、インターネットに接続できる環境、カメラ機能付きのパソコン・タブレット等の機器が必要です。

講習日・会場：表紙をご参照ください。

※ 対面講習の会場は運営側の都合により変更することがあります。詳細は受講票をご確認ください。

【対面講習の実施時間】

受付開始：午前9時30分（予定）

講習時間：午前10時00分から午後5時00分まで（予定）※詳細は受講票をご確認ください。

【WEB講習の実施時間】

受講可能時間：講習日の午前7時00分から午後10時00分まで ※時間内に全ての講義を受講してください。

所要時間：およそ5時間30分（予定）

4. 講習内容

- ① 土壌汚染対策法に係る制度の概要、施行状況
- ② 調査に係る技術
- ③ 措置に係る技術
- ④ 自治体から見た土壌汚染状況調査に関する留意事項等について
- ⑤ 問題演習とその解説
- ⑥ その他

※ 対面講習では講師による質疑応答を行います。WEB講習では質疑応答はありません。

※ 当該講習で使用する教材は、著作権法によって保護されています。無断で教材のダウンロード、複製、転載、印刷、配布、貸与等を行うことは法律により禁止されています。違法使用が発覚した場合は、更新講習の修了は取り消しとします。

5. 受講手数料

更新講習受講手数料 13,500 円

受講手数料分の収入印紙を、更新講習受講申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 受講手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。

※ **一度受理した受講手数料は返還できませんので、ご注意ください。**

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による受講手数料の納付は受付できません。

(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、受講手数料は印紙税ではないため)

II. 受講方法

1. 対面講習の受講方法

対面講習は、会場で講師が講義を行います。お申込み後、講習日の1週間前までに受講票等を郵送しますので、当日は受付時間に会場にお越しください。また、本人確認のための書類を持参してください。

【当日の持ち物】

- ・「受講票」、「本人確認用の証明書（詳細は次頁）」、「筆記用具」をご持参ください。
- ・受講票に「健康告知票」を同封して送付します。「健康告知票」には、当日の体温や健康状態などをご記入の上、ご持参ください。

- ・受付時に、本人確認を行います。本人確認用の証明書として、以下のどちらかを必ずお持ちください。

▽「顔写真付きの公的証明書」（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、
その他各種免許証など）

▽「現在の技術管理者証」と「健康保険証」の2点（両方合わせて）

※ どちらもお持ちでない方は、受講することができません。

- ・会場へは公共交通機関（電車・バス等）をご利用ください。駐車場の用意はしていません。
- ・会場へ入室する際は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・開始時間に遅れることのないようにしてください。
- ・講習当日、公共交通機関の不通や遅れ等により開始時間に間に合わない場合は、必ず受講票記載の連絡先にご連絡ください。後日の申出は一切受け付けません。
- ・各会場での喫煙、飲食については事務局の案内に従ってください。
- ・講習時間中は退席することはできません。全ての講義を受講しないと、修了証は発行されません。
- ・全ての講習内容を受講いただいた方には、講習当日に「技術管理者証更新申請書」をお渡しします。また、講習修了直後に、受講票と引き換えに「修了証」をお渡しします。どちらも技術管理者証の更新申請に必要なものになりますので、紛失しないように大事にお持ち帰りください。

◆新型コロナウイルス感染症などへの対応について◆

- ・新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治療していない方、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、又は講習日から過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合などであって新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、会場へはお越しにならないようお願いいたします。会場へお越しになられた場合でも、これらの症状が見受けられる場合には受講をお断りさせていただく場合があります。
- ・受付前に検温（非接触式）を実施します。この際、37.5℃以上の発熱があった場合は、受講をご遠慮いただきます。別の回を再度お申込みください。（再度受講手数料を納付する必要はありません。）
- ・会場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。ただし、受付時の本人確認の際にはマスクの取り外しにご協力ください。また、事務局もマスクを着用して対応します。
- ・会場の入口や受付付近に消毒用アルコールを設置しますので、入室時には手指の消毒をお願いします。また、事前に会場の机やドアノブなどの消毒を行っています。
- ・受講の際の席は、ソーシャルディスタンスを踏まえた、前後左右の間隔を空けた指定席とします。休憩時間や昼食時を含め、会場内での会話等は極力控えていただくようお願いいたします。
- ・会場は常時換気が行われている会場を選定していますが、休憩時間等には出入口を開放して換気を行います。室温の高低に対応できるよう服装にはご注意ください。
- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、対面講習が延期、中止等になる場合があります。延期もしくは中止する場合は講習日の2週間前を目途に判断し、メールにてご連絡します。

2. WEB講習の受講方法

WEB講習は、Eラーニングシステムを用いて講義動画の視聴による講習を行います。お申込み後、講習日の1週間前までにテキスト等を郵送するとともに、ログインIDやURLをメールで送付します。当日は所定の受講サイトにアクセスし、時間内に全ての講義を受講してください。また、本人確認のため、カメラ機能を用いて受講中に一定の間隔で画像を撮影し、顔認証を実施します。

WEB講習では、以下の要件を満たす機器が必要です。

OS	ブラウザ
Windows 8.1、Windows 10	Microsoft Edge (最新版)、Firefox (最新版)、Chrome (最新版)
Mac OS X 以降	Safari (最新版)
iOS 10.0 以降	Safari (最新版)
Android 5.0 以降	Chrome (最新版)

動作環境	
回線速度	下り：512kbps 上り：256kbps 以上 (必要動作環境) 下り：2.5Mbps 以上 (動画視聴時の推奨動作環境)
CPU	Celeron1GHz以上、又は、CoreDuo1.66GHz以上、 又は、上記相当以上のCPU

※ いずれもカメラ機能付きのもの

※ 顔認証システムの仕様上、ブラウザとしてInternet Explorerは使用できません。

※ およそ5時間30分の動画を視聴します。インターネットの回線速度が遅いと、動画が止まった
り、読み込みに時間がかかる場合があります。必ず動作環境をご確認ください。

- WEB講習では本人確認のため、カメラ機能を利用して顔認証を行います。受講中の顔写真を撮影して認証に使用しますので、ご了承の上お申込みください。カメラ機能のないパソコン等では受講できません。また、カメラ機能が作動していない状態で受講し、本人確認ができなかった場合は、技術管理者本人が全ての講義を受講しても修了証は発行されません。
- 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする技術管理者本人が受講しなくてはなりません。
- 技術管理者本人とは別の人物が受講している、動画を再生したまま長時間席を外しているなど、技術管理者本人が受講していることが確認できない場合は、修了証は発行されません。
- 顔認証のため可能な限りマスクなどを着用しなくてもよい環境での受講をお願いします。マスクなどを着用する場合は目元が隠れないようにご注意ください。
- 必ずお申込みをした日程の定められた時間内（午前7時00分～午後10時00分）に、全ての講義を受講し終えてください。講習日のみ有効なログインIDが発行されますので、お申込みをした講習日と異なる日時での受講はできません。
- 機械や通信のトラブルにより、受講が不可能となった場合は、事務局にご連絡ください。
- 時間内に全ての講義を受講し終えていない場合は、修了証は発行されません。やむを得ず予定講習日での受講が不可能となった場合などは、事務局にご連絡いただき、別の回を再度お申込みください。（再度受講手数料を納付する必要はありません。）

- ・当該講習で使用する教材は、著作権法によって保護されています。無断で教材のダウンロード、複製、転載、印刷、配布、貸与等を行うことは法律により禁止されています。違法使用が発覚した場合は、更新講習の修了は取り消しとします。

III . 受講の手続き

1. 更新講習受講申請書等の入手方法

受講申請書等は、今年度講習の受講対象となる方に個別に郵送していますが、転居等で書類が到着しなかった場合や、紛失した場合は、以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・下記ホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

- ・インターネットを利用できない場合は、事務局（電話 044-288-4919）にご連絡ください。

2. 受講申請に必要なもの

① 更新講習受講申請書（様式第五の二）

② 収入印紙（受講手数料13,500円分を①更新講習受講申請書の所定の欄に貼り付けてください。）

③ 受講本申込書

※「仮予約」（次項で説明）を済ませてからご記入ください。

④ **WEB講習の受講者のみ**：「顔写真付きの公的証明書」（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、その他各種免許証など）のコピー

※本人確認に使用しますので、顔がはっきり写るようにコピーをお願いします。写真が鮮明でないものは受付できません。

※お預かりした個人情報、利用目的以外に使用せず、慎重かつ適切に取り扱います。

⑤ 申請書送付用封筒

※市販の封筒等を使用しても差し支えありません。その際は、必要事項をご記入の上、書留にて郵送してください。

3. 受講申請方法

下記①、②の順で、まず「仮予約」、次に「本申込み」を行って受講申請をしてください。**必ず「仮予約」が必要となります。**

① 受講の仮予約

令和3年8月4日（水）午前10時以降に、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ（<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>）にアクセスしていただき、希望の講習方式・日程を選択して必要事項を入力し、仮予約をお願いします。この時、登録したメールアドレス宛に、仮予約を受付した旨の自動返信メールが届きます。自動返信メールには、本申込みの際に必要な「受講番号」が記載されていますので、大切に保管してください。

インターネット及び電子メールを利用できない場合は、事務局（電話044-288-4919）にご連絡ください。
仮予約は先着順の受付になりますので、希望の講習方式・日程で仮予約できない場合があります。ご了承ください。

② 受講の本申込み

「Ⅲ.2.受講申請に必要なもの」をそろえて、下記事務局まで書留にて郵送してください。申請書送付用封筒の所定の欄に、住所及び氏名、受講番号を記入し、受講日程に○をつけてください。郵送以外は受け付けていませんので、ご注意ください。

※なお、市販の封筒をご使用いただく場合は、封筒に住所及び氏名、受講番号、講習方式・日程をご記入の上、下記事務局まで書留にて郵送してください。

送付先

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係

※受講申請書類が届いているかどうかの事務局への電話確認等はできません。受講申請書類の到着確認は、郵便書留の引受番号により郵便局に確認してください。（引受番号をもとに、郵便局のホームページ又は郵便局で確認できます。）

※事務局以外（環境省、地方環境事務所など）に受講申請書類を提出しても無効となりますので、ご注意ください。

※詳細は、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ

(<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) からもご確認いただけます。

4. 受講申請書の受付期間

本申込みの締切日については、講習日ごとに異なりますので、表紙をご確認ください。仮予約の後、本申込みをしないまま締切日を過ぎてしまった場合は、必ず事務局にご連絡ください。

技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間の講習日についてお申込みが可能です。該当期間外の講習日に誤ってお申込みされた場合は、該当期間内の講習日へ変更していただけます。

5. 注意事項

(1) 受講申請に関して

- ・技術管理者として登録している氏名で申請してください。旧姓を併記している場合は、新姓の後に括弧書きで旧姓をご記入ください。旧姓のみでの申請はできません。
- ・受講申請書類を受理した後のキャンセルはできません。
- ・提出書類に不備がある場合は受講申請書類の受付ができませんので、受講申請書類の提出は早めに行うようにしてください。
- ・本申込み後、講習実施までに住所変更があった場合は、事務局にご連絡ください。また、郵便局で郵便の転送届出を行ってください。
- ・受講申請の完了後は、原則として講習方式、講習日の変更はできませんので、十分にご検討の上お申込みください。やむを得ず受講が不可能となった場合などは、事務局にご連絡いただき、別の回を再度お申込みください。再度、仮予約から手続きが必要です。（再度受講手数料を納付する必要はありません。）

(2) 受講票等について

- ・ 対面講習の場合は、講習日の1週間前までに受講票等を郵送します。
- ・ WEB講習の場合は、講習日の1週間前までに受講時に必要な情報をメールで送付するとともに、テキストやログイン方法の説明書などを郵送します。本説明書をもとに、お手持ちのパソコン等から接続やログインができるか、事前にご確認ください。
- ・ 講習日の3日前（土・日・祝日を除く）までに上記郵送物又はメールが届いていない場合や、紛失・汚損した場合は、事務局にご連絡ください。

(3) 修了証について

- ・ 対面講習の場合は、全ての講習内容を受講いただいた方に、会場で修了証をお渡しします。
- ・ WEB講習の場合は、事務局にて受講状況を確認した後、「技術管理者証更新申請書」と「修了証」を交付記録郵便にて郵送します。到着までおおむね2週間程度かかります。2週間を過ぎても到着が確認できない場合は、事務局にご連絡ください。

IV . 技術管理者証更新のための申請手続き

※ この項の記述は、技術管理者証の更新のための申請手続きに関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

1. 技術管理者証更新申請書の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。対面講習の場合は、会場で更新申請書を配布します。WEB講習の場合は、講習の修了が確認でき次第、「修了証」とともに交付記録郵便にて郵送します。転居等で書類が到着しなかった場合や、紛失した場合などは、以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・ 更新講習受講後、下記ホームページよりダウンロードし、印刷してください。
<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>
- ・ インターネットを利用できない場合は、事務局（電話044-288-4919）にご連絡ください。

2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書（様式第五）
- ② 収入印紙（更新申請手数料1,250円分を①技術管理者証更新申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 更新講習の修了証（原本）
- ④ 現在の技術管理者証（原本）
- ⑤ **技術管理者証の内容に変更がある方のみ**：本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）

※ 上記書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※ ②、③、④、⑤はコピー不可。

※ ④の現在の技術管理者証を紛失・汚損した場合は、11頁の「V. 技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間内に再発行が完了しない場合は、④以外の更新申請書類を有効期間内に提出するようにしてください。なお、この場合は、再交付された技術管理者証が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。

※ ⑤は技術管理者証の内容の書換えがあるときのみ必要です。

※ 技術管理者証に旧姓の併記が可能となりました。ただし、旧姓のみでの登録はできません。旧姓の併記を希望する場合は、必ず本籍と旧姓の記載のある住民票の写し（又は氏の変更が確認できる戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）が必要です。

3. 更新申請手数料

更新申請手数料 1,250円

更新申請手数料分の収入印紙を、技術管理者証更新申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 更新申請手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。

※ **一度受理した更新申請手数料は返還できませんので、ご注意ください。**

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受付できません。

(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため)

4. 更新申請方法

更新申請書は「技術管理者証更新申請書の記載例」を参考にご記入ください。「IV.2.更新申請に必要なもの」をそろえて、下記事務局まで書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんので、ご注意ください。

送付先

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係

5. 更新申請書の受付期間

令和3年9月15日（水）から更新申請書類を受け付けます。

申請から送付までおおむね1ヶ月半程度を要しますので、あらかじめご了承ください。技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り有効期間が満了する1ヶ月半前に申請いただくようお願いいたします。

※ **技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日まで（当日消印有効）に行ってください。有効期間が満了する日を過ぎると技術管理者証の効力を失いますので、ご注意ください。**

6. 修了証の再交付

土壌汚染調査技術管理者更新講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250 円）分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

修了証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html

V. 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250 円）分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

技術管理者証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係

電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952

メールアドレス：kenshu_0@jesc.or.jp